平成３０年（フ）第１０３号
兵庫県姫路市別所町佐土３丁目39番地　レオパレスフロレスタ105号、従前の住所埼玉県吉川市吉川２丁目４番地24　レオパレス芦田スマイル105
債務者　小橋　稔也
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２９６号
奈良市押熊町2185番地の１
債務者　妹尾　裕美
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３５４号
奈良県生駒郡斑鳩町目安北３丁目１番85―201号
債務者　荒牧　孝至
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３８５号
奈良県大和郡山市額田部北町297番地８
債務者　奥村　祐子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３８９号
奈良県大和郡山市額田部北町297番地８
債務者　奥村　将司
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１４号
奈良県大和郡山市筒井町602番地７　エステートピア矢尾101号室
債務者　土田　佳奈
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２１号
奈良市疋田町１丁目６番１号
債務者　入木　和美
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第４８号
奈良市朱雀６丁目１番地の24　グランシャリオ朱雀Ａ号
債務者　本田　史子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１３０号
鳥取県鳥取市気高町八束水1286番地、旧住所鳥取県鳥取市福部町海士223番地12
債務者　畑中　千尋（旧姓戸板）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３０号
広島市佐伯区五日市５丁目８番９―103号
債務者　片岡　貴之
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３５号
広島市安佐南区緑井８丁目５番15―101号
債務者　木村　恵子（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４３号
広島市南区西蟹屋３丁目12番20―201号
債務者　石德　雅宏
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６７号
広島市東区上温品４丁目47番４―101号
債務者　弘津　尚大
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1616―９、住民票上の住所佐賀市西与賀町大字厘外1596番地11
債務者　秋月　清則
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第２１号
佐賀県西松浦郡有田町上山谷乙1091番地１
債務者　山田　洋一
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第７２号
鹿児島県鹿児島市鷹師２丁目８番20号　若松ビル402
債務者　篠原　華絵
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１６号
鹿児島県曽於市大隅町岩川5016番地２、前住所鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8691番地18
債務者　岩元　圭太
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係